

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年8月31日


運輸安全委員会（海事専門部会）議決

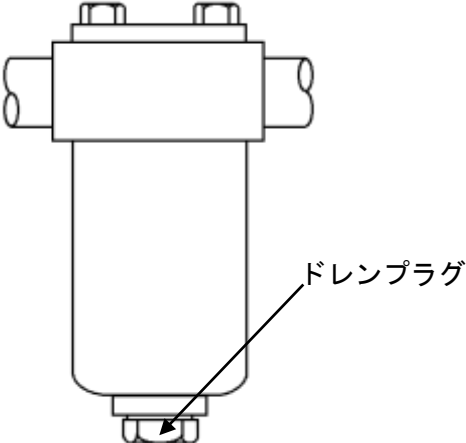
委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年10月21日 18時40分ごろ
発生場所	青森県 <sup>かざまうら</sup> 風間浦村 <sup>しもふろ</sup> 下風呂漁港北方沖 下風呂港北防波堤灯台から真方位004° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯41° 32.0′ 東経141° 06.0′）
インシデントの概要	漁船第六十八 <sup>げんえい</sup> 源榮丸は、西北西進中、主機逆転減速機の潤滑油量が不足し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年4月18日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六十八源榮丸、175トン 136271、株式会社ヤマツ谷地商店 34.30m（Lr）×7.00m×3.00m、鋼 ディーゼル機関、661kW、平成11年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和55年4月21日 免状交付年月日 平成26年3月20日 免状有効期間満了日 平成31年5月29日 機関長 男性 66歳 五級海技士（機関） 免許年月日 昭和46年4月2日 免状交付年月日 平成26年3月18日 免状有効期間満了日 平成31年4月6日
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 西～西北西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約2.5m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、いか釣り漁の目的で北海道西方沖の漁場に向けて青森県八戸市八戸港を出港した。 本船は、主機を回転数毎分約320にかけて西北西進中、主機逆転減速機から白煙が発生し、機関長が、主機逆転減速機を点検したとこ

	<p>ろ、発熱及び潤滑油の減少を認めて潤滑油を補給したものの、平成28年10月21日18時40分ごろ、下風呂漁港北方沖において、逆転減速機の潤滑油圧低下警報が鳴ったので、主機を停止した。</p> <p>本船は、主機の運転を断念して僚船に救助を要請し、僚船にえい航されて修理場所である北海道函館市函館港に入港した。</p> <p>本船は、機関修理事社が主機逆転減速機を開放して点検した結果、前進クラッチの焼損、入力軸のすべり軸受等の破損が認められた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関長は、八戸港を出港する前に機関室の各機器等の点検を行い、主機逆転減速機の潤滑油量に異常がなく、油漏れを認めなかった。</p> <p>機関長は、修理場所に向けて本船がえい航されている時に主機逆転減速機の潤滑油系統を点検したところ、電動潤滑油ポンプ系統にある潤滑油こし器のドレンプラグが緩んで脱落し、潤滑油が同こし器のドレンプラグ穴から漏出し、潤滑油量が不足していることを認めた。</p> <p>機関長は、主機を始動する前に、主機逆転減速機の電動潤滑油ポンプを運転し、主機を始動後、潤滑油圧力が上昇すると電動潤滑油ポンプを停止して、主機直結の潤滑油ポンプに切り替えており、電動潤滑油ポンプ系統の潤滑油こし器の使用時間が短かったので、同系統の潤滑油こし器の点検を行っておらず、潤滑油こし器のドレンプラグを長期間、緩めたことがなかった。</p> <p>(写真1、図1参照)</p> <p style="text-align: center;">潤滑油こし器</p>  <p>写真1 電動潤滑油ポンプ系統にある潤滑油こし器 (上方からの写真)</p>

	 <p style="text-align: center;">図 1 電動潤滑油ポンプ系統にある潤滑油こし器 (横から見た図)</p> <p>本船は、本インシデントの約1年半前に主機逆転減速機が開放整備されていたが、本インシデント発生まで、異常がなかった。 (付図1 インシデント発生場所概略図 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、下風呂漁港北方沖を西北西進中、主機逆転減速機の電動潤滑油ポンプ系統にある潤滑油こし器のドレンプラグが緩んで脱落したことから、潤滑油が同こし器のドレンプラグ穴から漏出し、潤滑油が不足して各部の潤滑が阻害されて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>逆転減速機の電動潤滑油ポンプ系統にある潤滑油こし器は、主機を始動するまでの短時間しか使用しておらず、ドレンプラグを長期間、緩めるなどして点検を行っていなかったことから、ドレンプラグが緩んで脱落した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、下風呂漁港北方沖を西北西進中、主機逆転減速機の電動潤滑油ポンプ系統にある潤滑油こし器のドレンプラグが緩んで脱落したため、潤滑油が同こし器のドレンプラグ穴から漏出し、潤滑油が不足して各部の潤滑が阻害されて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>

付図1 インシデント発生場所概略図

